

取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について

平成17年10月25日
株式会社 東京証券取引所

| 項目 | 内容 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>・ 趣旨</p> | <p>当取引所では、当取引所の市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るため、取引参加者の売買状況及び管理態勢について調査等を行っておりますが、不公正な取引を未然に防止するためには、取引参加者においても売買管理体制が適切に整備されていることが必要であると考えられます。</p> <p>そこで、取引参加者における顧客による不公正な取引を防止するための売買管理体制を整備するにあたり、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、証券市場の公正性・透明性を図るとともに取引参加者に対する投資家の信頼を維持・向上させることを目的とする規則を制定することとします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本対応は、日本証券業協会「証券会社における売買管理体制の整備等に関するワーキング・グループ」の検討を踏まえたものです。 ・ 現行法において証券会社には、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第3号及び第10条第10号において、それぞれ作為的相場の形成につながる受託の禁止及び当該受託を防止するための売買管理体制の整備が求められています。 |
| <p>・ 概要</p> <p>1 . 売買管理体制の整備</p> <p>(1) 社内規則の制定</p> | <p>取引参加者は、以下の措置を講じることにより、当取引所の市場における有価証券の売買等に関する売買管理体制を整備することとします。</p> <p>取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等に係る売買管理に関して、以下の事項について規定した社内規則を定めなければならないこととします。</p> <p>顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に関する事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者において、既に左記の内容の社内規則を整備しているのであれば、新たに当該社内規則を定める必要はありません。 |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|---|--|--|
| <p>(2) 顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握</p> <p>(3) 売買審査</p> | <p>売買管理に係る組織・権限等に関する事項 売買管理業務上の参考情報に関する事項 売買審査対象顧客の抽出に関する事項 売買審査に関する事項 売買審査の結果に基づく措置に関する事項 その他売買管理に関し必要と認められる事項</p> <p>取引参加者は、上記の社内規則に基づき、適時、モニタリング等を行うなどにより顧客の売買動機等の的確な把握に努めるものとします。</p> <p>取引参加者は、上記の社内規則に基づき、以下の方法に従って売買審査を行うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買審査の対象となる顧客の抽出は、別表に掲げる銘柄及び顧客について、当取引所が別に定める抽出基準に従い行う。ただし、当該抽出基準によることが過重な経済的負担を必要とする場合その他の当該抽出基準により売買審査を行うことが困難と認められる場合には、顧客管理体制等を勘案し適切と認められる抽出基準に変更することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「当該抽出基準により売買審査を行うことが困難」とは、当該抽出基準により売買審査を行うためには、新たなシステム対応等の過重な経済的負担が必要となる場合のほか、売買審査要員の増強等の過重な人力的負担が必要となる場合や、当該抽出基準によることで抽出件数が過大になる等売買審査の実効性の低下を招く場合をいいます。 ・ 勘案される「顧客管理体制等」とは、顧客の属性及び取引実態等を的確に把 |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|----|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記ただし書にかかわらず、非対面取引（顧客からインターネット等を利用して発注された株券等の売買注文が機械的に認識・処理される取引）により行われたものについては、当取引所が定める抽出基準に従って抽出される顧客の数が、一般的に適切と評価される売買審査体制を勘案し過大であり、かつ、当取引所が定める分析に係る項目に従い売買審査を併せ行うこと等により、上記本文の場合に抽出される顧客に対して審査を行った結果と比較して同等程度の審査結果が得られると認められる場合を除き、当該抽出基準を変更することができない。 ・ 抽出された顧客が行った取引について、当取引所が別に定める分析に係る項目その他の項目のうち必要なものについて売買審査を行う。 ・ 売買審査を行った結果、不公正な取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対して注意喚起を行うとともに、改善が見られない場合には注文の受託を停止する等の適切な措置を講ずる。 | <p>握するための管理体制等をいい、例えば顧客の投資意向を的確に把握するための方法や顧客面談の実施に関する社内ルールの整備状況等により判断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「一般的に適切と評価される売買審査体制」とは、取引規模、人員及び業容等を勘案して判断します。 ・ 「同等程度の審査結果が得られる」とは、左記の手段等により、同等程度の数の不公正取引のおそれのある取引を抽出することができることをいいます。 ・ 同一顧客が非対面取引と対面取引を併せ行っている場合は、非対面取引として管理することとします。 |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|---|---|----|
| <p>(4) 社内記録の保存</p> <p>2. 売買管理担当部門の責務</p> | <p>取引参加者は、以下についてそれぞれ社内記録を作成し、最低5年間保存することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非対面取引に係る抽出基準を変更した場合、その変更理由。 ・ 売買審査の分析結果(不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除く)及び顧客への措置等。 <p>取引参加者の売買管理担当部門においては、上記の社内規則について役職員に周知・徹底を図るとともに、適宜、実態との整合性を勘案し、必要に応じて見直しを行う等、その実効性を確保することとします。</p> | |
| <p>・ 実施時期</p> | <p>当取引所が別に定める日から施行します。</p> | |

以上

別表

| | 銘柄 | | 顧客 |
|---|--------------------------------------|---|---|
| 1 | 当該取引参加者の売買関与率が高い銘柄 | 1 | 特定銘柄について売買関与率の高い顧客 |
| 2 | 当該取引参加者が立会終了時を含む一定の時間帯において売買を行った銘柄 | 2 | 特定銘柄について、立会終了時を含む一定の時間帯において売買を行った顧客 |
| 3 | 当該取引参加者が同一時刻及び同一値段における売付け及び買付けを行った銘柄 | 3 | 特定銘柄について、同一時刻及び同一値段における売付け及び買付けを行った顧客 |
| 4 | 当該取引参加者が目立った注文の取消し又は劣後する値段への変更を行った銘柄 | 4 | 特定銘柄について、目立った注文の取消し又は劣後する値段への変更を行った顧客 |
| | | 5 | 証券取引所又はその取引参加者等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客 |
| | | 6 | その他不公正取引を行った疑いのある顧客 |

注1) 証券取引法第三十四条第二項第一号の投資一任契約及び証券会社の行為規制等に関する内閣府令第一条第一項各号に掲げる契約に基づいて行う売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。

注2) 立会外売買（証券取引所の定める規則による売買立会によらない方法による有価証券の売買をいう。）及び取引所有価証券市場外での売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。